

Title	英国憲法上に於ける国王の地位 (其二)
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.4, No.6 (1910. 12) ,p.717(113)- 726(122)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19101200-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

といふ事は、既に十八世紀に於て「ルロア」、「バイリー」「ドボリー」及び「ラヴオアジエー」を委員とする催眠術研究會の認むる所であるのである。

第七、動物 催眠

催眠に似寄つた様な現象は、或る覺官的影響を及した結果として、動物に於ても發生せしめられるのである。其現象が、催眠其ものと異なる點は、之れが多くは強烈な印象の結果として起るといふ事である。例へば吾人にして、突然に或る動物を攫むとか、又は其頭をば異常な位置に置くとかするならば、彼等は長かれ短かれ凝視の状態を保ち、時としては之から眞實の睡眠に入るのである。かの鳥などを縛つて置いてそれから急に其の縛りを解くか、又は之を地上に押さへ付けるかすると、數分間は無感覺に留まらしめ得るのである。之は第一に「アタナシウス、キルバー」が発見し、さうして近頃になつては「グツエルマツク」の證明した所である。之と同様に、鳥でも蛙でも家兎でも、之を轉倒するか又は之を異常な位置に置くならば、

同様の状態をなすのである。幾多の昆蟲に觸れると凝固不動の状態をなすのも亦此の理に屬するのである。「グツエルマツク」は、此等の状態をば催眠状態と稱し、さうして催眠とは通常睡眠に似寄つた状態であるといふた。之に反して「ホイベル」は、動物に於ける現實の睡眠を假定し、さうして之は正常な覺官的刺激を突然に拒絶したり、又はそれを轉倒して背を向けしむると來るといふた。「プリアー」は無運動の状態は恐怖によつて來る事を推斷し、かくて此の状態をば強直状態と名けた。その實をいふと、「ホイベル」が觀察したやうに、動物が數時間も眼を閉ぢて無運動の状態に立留まるは、之はもはや現實の睡眠と異ならないのである。されど又他方からいふと、突然に恐ろしい感情が發動すると、幾多の點に於て催眠殊に全身強直状態に似寄つた状態を來さしむる事が出來るのである。此の如くであるからして、かの「キルバー」が発見し「グツエルマツク」が證明したやうに、若し吾人にして鳥を以て實驗をなし、さうして之を

して平等一様の視覺的印象、例へば頭の前方に引いて置いた白墨の線を見詰めしむるとか、又は目の前に固定された物體を見詰めしむるとかするならば、此の催眠のやうな状態を來さしむる事が出来るのである。(終)

英國憲法上に於ける國
王の地位 (其二)

小倉 和 市

一時國民は其配偶を失ひ寂寞悲哀遣る方なき女王に對して敬意を表したりしが時日の経過と共に更に喧嘩の聲を聞くに至れり。之れ國民は服喪引籠の間に於ても寸時も國民の利害を忘れざるの事實を知らざりしが故にして女王は悲哀痛惜の間にも毫も變ることなく嚴然として其國務を辦はせられたるなり。加かる事實は當時の公衆之を知らず加も女王は自ら之を説明し給ふ可きに非ず。バジエオトツ氏は平穩なる言辭を以て女王に對する批

難を駁撃せしか、其用語さへ今日に於ては王位に對して敬意を表するの語と云ふとを得ざるなり。曰く、世人は女王がウインザル宮殿に逍遙し給へること、又はウエールス親王がダービーに赴かせられたること等を讀んで、女王が餘りに細事を顧慮し給ふに過ぐと批評するも之れ誤なり。女王及び皇太子の一舉一動が非常に緊要なる意義を有するの事實を指摘するは頗る愉快なることなり。バジエオトツ氏は誠實なる女王の賞讃者にして、又衷心より該制度を嘔歌するものなり。唯現代より之を見れば、彼が該制度を辯護する方法に至りては世人の批難を免かれざるもの、如しと雖も彼が王位の權能に付きてなしたる解釋は現代の英國憲法上より見て精密なるものなることは何人とも疑はざる所なり。氏は法理上より見たる王位の必要を論じて曰く「王位は憲法中最も緊要貴重なる部分の中樞なり、其價値は賢明なる元首として國民をして尊敬の念を起さしむると、宗教に於ける禮拜の目的物の如くなるにあり、加も斯く惹

起せられたる國民の感情は肉眼を以て、之を見ることを得ざるも決して宗教の夫れに比して劣ることなく、之が爲め社會の首長たる地位に對する一切の競争を排するものなり。概言すれば英國憲法の微妙不可思議なる作用を擁護するものは國王なり」と。之れ至言と云ふ可し。左れと更に一步を進め王位の一層直接に政治的なる職務に關する説明に至りしはバジエオット氏自身が其誤謬を容認せるもの、如し。即ち彼は國王の實際政治上の職務に付きては其外觀の爲めに誤られて、當時の學者の所説を以て満足するもの、如し。説に曰く「吾人は到底女王及びアルバート殿下に對して負ふ所の如何なるものなるやを知ること能はざる可し。唯後世子孫は史上の事實として之を知ることを得ん」と。然り、今や既に當時の事實を過去の歴史として觀察せんとするに必要な材料は續々蒐集せられつゝあるなり。當時の舞臺を蔽へる黒幕の或部分は既に撤退せられたり。グレヴィル又はピストックマーの備忘録の如き、メルボーン又はピ

ールの如き第一流政客の王政に關する論文の如き、其他時に女王の親翰を挿入せる諸名士の書翰集の如き、據て以て當時の真相を推究するの材料たる可きもの少からず。先帝エドワード第七世の勅命によりて公刊せられたる女王の親翰集の如きは更に一層の好材料なりとす。斯る文書は立憲君主國に於ける國權運用の真相を啓示するが爲めに最も信憑す可きものにして、吾人は之に徴して始めて國家統治の祕密を窺知することを得るなり。即ち吾人は之によりて女王が仁政を行んが爲めに晝夜勉勵し給へるを知り得るなり。バジエオット氏が國王の政治上の職權に關して説ける所は演繹的なるも、然かも頗る銳利なる議論なるか、前述せる材料が公表せられたるが爲め其所説中正鵠を得たるもの頗る多きと明かとなれり。氏は曰く「英國の如き立憲君主國にありては元首は三種の權力を有す。協議を受くるの權、獎勵權及び訓戒權即ち之なり。彼の女王親翰集を一覽するときは女王が之等の權利を主張したるの例頗る多きを見る。

パーマーソン卿が第三次外相時代に於て女王との間に確執を生じ、遂に千八百五十一年革職の悲運に遭遇せしは實に卿が女王の國政に關して協議を受くるの權を無視したるに基くものとす。

次に女王は常に獎勵權を行使したり。彼の穀物條例廢止問題に關する論争正に酣なるとき、女王がピールに與へられたる親翰の如きは最も著しき實例なりとす。ピール執權の初期に於ては女王は寧彼を厭忌し、彼を以て「醜劣怯懦の人」となし、到底メルボーン卿の坦懷、自然、懇切なる舉止進退に比す可くもあらずと宣はせられたり。左れ共ピールは久しからずして女王及び王配の信任を博し、遂に彼が自由貿易の爲めに奮闘するに當ては女王の獎勵によりて感激奮起したる所少なからざりき。斯くて女王は千八百四十六年一月書をピールに與へ、彼が其閣員を説服して自己の政策を承認せしむるに成功したるは大に其満足する所なる旨を傳へられ「斯く正當にして且つ賢明なる政策は必ず成功す可きものなるを確信す」と宣はせら

られたり。三月四日女王は更に書をピールに送て曰く「女王はサー、ロバートは結局國民の感謝を受く可きものなるを確信す。之によりて彼は本問題に付きて多くの自黨員より受けたる批難攻撃に耐へたる應報を得可し」と。同月十七日アルバート殿下がピールに送りたる書に曰く「予は非常なる喜びを以て昨日卿が爲されたる長演説を閱讀せり。同演説は正理に適ふ論議に對してさへ決して耳を傾けざるが如き頑迷の政黨に對しても偉大なる効果なくんば非ず」と。翌日女王は自ら一の覺書をピールに與へたるが其封中には皇太皇より女王に與へたる私信を添へたり。同私信も亦大にピールの功績を賞揚せるものなり。曰く「女王は一書をピールに與へて、大に彼の演説を讚美するものなる旨を告げざる可からず」と。要するに斯かる書翰の如きは女王が内國の政治上に關して起る諸問題に付きて如何に深甚なる注意を怠らざるかを證するものと云ふを得可し。外政に付きても亦女王は決して一日も其責務を忘却せるものに非ず。例之

はクリミア戦争の場合の如き國歩艱難の機に際して、女王が國務大臣等に與へられたる獎勵鞭韉は決して内政の場合に比して劣れるものに非ず。彈藥の供給又は兵站部の状況、武器の配置、傷病者の救護設備等に至る迄如何なる細事に付きても女王は之を看過し給はず、斯種の諸點に付きては常に陸軍大臣に下問せられたり。更に女王は親翰を首相ジョンラッセル卿に送りて曰く「朕は此時に際して内閣の諸員が能く協同一致を保ち、外間より閣員間に意見の相違あるやを疑はるゝが如きことなからしむるは緊急の必要なりと信ず」と。前述せるが如く、女王は常に臣下を獎勵することを忘れ給はざりしも、同時に非行失策あれば毫も之を假借し給はずして嚴密に譴責訓戒せられたり。千八百五十三年女王がダービー卿に與へられたる書翰の如きは女王が如何に強固に其大權を擁護せられたるかを證するに足るものなり。曰く「朕は政府が諸種の必要なる點に於て元首の大權を侵したるを見て戰慄す。……朕はダービー卿に

對して特に注意を喚起せざる可からざるものあり他なし、卿は政府の首長なるが故に、憲法の最重要部分を形成する元首の大權を擁護するの責任は一に卿にありと。パーマーソン卿に對しては女王は「叛逆事件」の眞最中に於て、一層激烈なる譴責を加へ給へり。女王の考ふる所によればパーマーソン卿は同事件を輕視するに過ぎたるなり。此點に於て女王の意見は疑もなく正當なりき。從て應急適宜の援兵を派遣し得たるの點に於ては國民は卿に對してよりも寧ろ女王に對して負ふ所遂に大なりとす。斯く國王が適宜の干渉を加へたるの例は枚擧に遑あらず。固より或場合に於て女王の行動が王配の勸奨に出でたるとは否認す可からざる事實なりと雖も然かも這は本論の要點と關涉する所なし。唯茲には王配の外交的手腕に關して一の顯著なる實例を擧げん。千八百六十一年王配が不起の病床に呻吟せらるゝとき、恰かも英米兩國間に於けるツレント問題は愈紛糾を重ね、劔戰相見ゆるの時刻一刻と切迫し來れり。輿論はスライ

デル及びメーソンの抑留によりて正に激昂の極に達し、雜誌パンチの如きはジョン、ラッセル卿が輿論の眞相を看破して、大統領リンカーンに向ひ「彼等を釋放せよ、然らざれば直ちに干戈に訴へん」と迫りつゝある漫書を掲出するに至れり。ジョン、ラッセル卿が女王の裁可得んが爲に送附したる公文も亦實際此意味にて作成せられたるもの也と云ふ。此時に當りて王配が此公文に加へたる訂正は、一方に於ては英國の主張の確固なることを毫も傷くるとなきと同時に、他方に於てはリンカーンに對しては彼が到底防禦す可からざる地位より退却せんが爲めに必要不可缺なる橋梁を供與したるものなり。リンカーンは元來智勇兼備の英才なるが故に斷然此橋梁を利して退却したり。斯くて紛争は平和的解決の端を開き戦争は遂に避けせられたり。即ち王配は内外の政務に付きては英國の政黨制度上國務大臣が決して有することを得ざる好機會を有し、其經驗によりて技能と判斷に練達を生じ、好個の一外交家となれるを以て、國

務大臣の公文が此王配の考覈を経て始めて危機を脱することを得たるものなるは何人も疑はざる所なり。實に國王は外交事務に關しては永久的官吏にして諸般の事物及び殊に諸種の士人に接觸して其見聞を廣むるの機會を有するの點に於ては長く同一の官廳に勤續する内國官吏又は特殊の外交事務にのみ軼掌するの外交官の比に非ざるなり。されど國王が其外交的才能を發揮し得るは單に外交事務に關する場合にのみ止まらざるなり。女王の晩年に及び上下兩院は重大問題に關して衝突せんとすること二回に及びしが女王は之を避けしめんが爲めに自から之に干渉し遂に成功せり。女王は同事件に關しては寧ろ國務大臣と反對なる意見を守りたれ共、然かも最も嚴格に立憲君主の常規を守り毫も之を逸することなかりき。即ち女王は能く國務大臣は信賴すると同時に政治的地位の實際に曉通し且つ庶民院が多數を以て通過する所の法案は之れ選舉民の意思を代表するものなりとの主義を實現したるのみならず、殊に上下兩院の關

係に著眼し兩者間に於ける過度の衝突を防がんが爲に焦心せり。之等の事實は相集まりて遂に女王をして政府と上院に於ける反對黨との間に介在して調停者たるの地位に立たしむるに至れり。此目的を以て女王の秘書官グレイ將軍は下の一書を大僧正テートに與へ、同時に其寫文を首相に送れり、曰く、

グラッドストーン氏は女王陛下が彼の爲したる如く本問題を惹起するの實に已むを得ざるを認めらるゝと同時に彼が採りたる手段より生ずることある可き危険なる結果に想到し給ひて大に宸襟を惱ませらるゝことを知らざるに非ず、蓋し女王は本問題に付きて其所思を隱蔽せざりしが故なり。而して陛下が此點に付きて不安の念を有せらるゝこと今尙昨に異ならず。左れど陛下は同案が既に貴族院に提出せられたる今日の狀勢に鑑みられ、若し同院が絶對に同法案を否決したるが如きことあらば實に驚る可き國家の大事件なりと認め給ふ。今や此問題に關して明白に

國民の意思を代表す可き地位にある下院は大多數を以て此法案を通過したれば、若し下院の解散を斷行して新に國民に訴ふることあるも決して現在と異なる結果を見る可しと信す可き理由なし。故に若し上院が第二讀會に於て本案を否決するが如きことあらば徒に兩院の衝突を惹起するのみならず此問題に關する危険なる運動を永續せしむるに至らんのみ。

斯くて同法案は貴族院に於て三十二票の多數を以て、第二讀會を通過せり。グラッドストーン氏は女王陛下の「賢明なる勸告」が非常の効果を奏せしことを承認して之を感謝せり、之れ當然のことなりとす。氏が歡喜措く能はざりしは、其女王に奉れる一書に於て明かなり、曰く、

臣グラッドストーン誠恐誠惶謹で聞す。陛下の御稜威によりて緊要有益なる法案は將に兩院を通過せんとするのみならず幸にも恐る可き憲法上の衝突は避止せられんとす。之が爲めに測る可からざるの困難より脱却するとを得たり。聖恩

の鴻大無邊なる、臣は感謝と満足の微意を綴聞に達し奉るに辭なし (Morley: Life, ii, 278)

千八百八十四年に至りて更に上下兩院の大衝突を見たり。此衝突も亦其緊要の度に於ては前述せる場合に異ならざりしが此場合に於ても女王の干渉は大に効果を奏したりき。此事件は比較的近代の事實なるを以て敢て詳説を要せず。當時貴族院は議席配分の改正に關し將來提出せらる可き法案の條項に付きて豫め保障を得るに非ずんば郡部選舉權擴張法案を否決す可しと主張せり。茲に於て妥協は已むを得ざることとなれり。左れど當事者双方をして握手せしめんとするには公平なる仲裁者なかる可からざるを以て女王は遂に自ら居中調停の任に當りしなり。斯くて兩者の主張は大に讓歩せられて遂に圓滿なる解決を告ぐることとなれり。女王の仁慈賢明にして且つ確實なる御幫助によりて問題は容易に解決せられ、幸に危険を免るゝことを得たるを以て「グラッドストーンが女王に對して深厚なる謝意を表せしは當然なりとす。女

王はグラッドストーンに答へて「國務の進行に貢獻することを得るは之れ朕が今尙生を此世に享けつゝある唯一の理由なる」旨を告げられたり。斯かる緊急重大の論争に關與して、之が調停の任に當るものは緻密周到なる技量を要するは想像するに難からず。左れど充分に其真相を窺知せんとするには事件の顛末を詳述せざる可からざることなるが此點に付きてはモーレ卿の虞翁傳 (Lord Morley's Biography of Mr Gladstone Vol. iii, p. p. 129-139) 及びサー、スダツフオート、ノースコートが遺したる「覺書」(Lang: Life of Lord; Halsleigh; popular edition p. 352) を参照す可し。

予は上來バジエオット氏が王位と國會との關係に付きて述べたる巧慧なる斷定の敢て誤に非ざる所以を説けり。唯注意す可きは、バ氏が述べたる所は單に推測に過ぎざりしも吾人は今日に於ては明らかに事實として之を知了することを得る點なりとす。詳言すれば今日に於ては諸種の材料蒐集せられ、正確なりと認められたる書信は發刊せら

れ、國家の祕密は開示せられ、記録は秩序的に公表せられたるを以て、前時代に於ける公法學者が唯だ一の假説として主張するを得たるに過ぎざりし點に付きても吾人は確實なる事實として斷言することを得るなり。殊に予が先に指摘したるが如くグイクトリヤ女王の親翰集は立憲君主と其閣臣との間に存在する、否存在せざる可からざる關係を明らかにする點に於て、吾人に取ては無比の好材料にして其價値は頗る大なるものなりとす。固より此親翰集は國王の個人的意思が活動し得可き範圍を精確に指示するものに非ずと雖も、吾人は之によりて(一)「立憲君主」なる語は「徒食無爲の王」なる語と異語同義には非ざること、及び(二)内閣制度發達し大臣の責任、君主の無責任の主義樹立せられ、政黨獨り跳梁を極めて、君主は不偏不黨なる可き今日に於ても君主が政治上に於て活動し得可きの範圍は尙存在し、成文上範圍限定の規定なきこそ却て妙味の存する所にして、賢明なる君主が此機微を利用して大に活躍するとあら

ば其國家全般に及ぼし得可き利益は無量無限なること過去實例の示す所にして將來に於ても亦然らざる可からざることを明かにするを得るものと云ふ可し。グラッドストーン氏曰く、

國王が國務大臣の行動に對して適法に加ふる勢力の總計は其量に於て決して少小ならず。此勢力は國務大臣の行動に永久の性質を與へ且つ國家の福利を増進するの効果を有するものにして毫も之が爲めに國王補弼の任にあるもの、個人的責務を軽減するものに非ず。(Gleanings from Past Years, i. 41, 42)

國王が有する直接勢力の範圍は過去數十年の間に於て擴張せられたりしや、將又縮少せられたりしや。此疑問は恐らく不謹慎なるを免れざる可く從て之に對する解答も亦徒らに推測又は空談に過ぎざる可し。此點に付きて吾人公法學者の地位は實にバ氏がグイクトリヤ時代の前半に關して占めたる所と毫も異なる所なし。

兎に角下の一點は明瞭にして不謹慎の譏を受く

ることもなく、又何等の留保を爲さずして斷言することを得可し。即ち國王の形式的行政權は過去數年間に於て實に驚く可き程擴張せられたり。其理由種々ありと雖(一)國會が立法權の行使に付きて非常なる活動をなすに至りたる。(二)國家の職務及び義務が著しき増加をなしたると。(三)委任立法の傾向が益盛なること等は其重なる點なりとす。現今に於ては國會の條例は通常單に其大綱を示すに過ぎずして之を實際の場合に適用するに必要なる細則は諸種の行政官廳が國會の意思に準據して之を制定するものなり。此事實は米國の批評家が指摘せるが如く大に國王の形式的行政權を増大せしめたるものなり。(Lowell: Government of England)之れ大に興味ある研究問題なりと雖も茲には單に其説は正當なりと云ふに止めん。國王の「直接勢力」に關する問題は前述せる所に比して遙に困難なる問題なるが、此點に付きてローウエル氏は斷然たる意見を吐露するとを憚らざりき。曰く「國王の政治上の權力はグイクトリヤ女王

御宇の間に於て徐々と薄弱狹隘に趨けり」と。又曰く「政治上の機關として君主は今や其の權力を失ひ公衆の注意を惹くこと以前に比して遙かに少なし。……故に國王は現今に於ても英國民の忠誠心を鼓舞し又は政府に對する彼等の服従心を喚起するに少なからざる効果を有すとの思想は果して持續し得可きものなりや否やは問題となれり」と。固より氏の説はグイクトリヤ女王の親翰集發表以前に於て唱へられたるものなるが故に、斯かる斷定をなしたるも敢て無理ならぬ次第なれども、氏は讀者に對して机上の空論を棄て、憲法の實際作用を示さんことを希望したるものなるが爲め、却て英國國王が政治上に有する實際の勢力を過小視するに至りたりとの批難は免がれざる可し。

英國々王の政治上に於ける緊要の程度は過去數年間に於て果して減退したるか。此問題に對する解答は主として「政治上」なる語の意義如何に關するものとす。若し此語を以て從來の英國の公法學者が通常用ひ來りしが如き制限せられたる意義に

解するときは吾人は恐らくローウエル氏の説に従ひ「政治上の機關としては國王は大に其價値を減じたり」と云はざるを得ざる可し。バジエオット氏及び彼と同時代の人士も亦自然此意義に於て「政治上」なる語を用ひたるなる可し。彼等の説は皆マンチエスター學派全盛の時代に唱へられたるものにして、當時に於ては英帝國の責任は今日に比しては實に云ふに足らざる程輕微なりしも然かも尙堪へ難き重荷の如くに考へられ、人は皆殖民地を以て徒らに本國民を苦しむる厄介者の如くに看做し、英國人の腦中には今日の所謂「帝國團結」の思想の如きは想像にだも及ばざりしなり。故に彼等に取りては政治的活動とは單に内國政黨政治上に於ける政權の爭奪を意味するに過ぎざりしなり。

然るに過去三十年間に於て此點に關する思想は驚く可き速度を以て變遷し、吾人の所謂「政治上」の範圍は非常に廣汎となれり。從て英國統治者の政治上に於ける活動及び勢力は今や唯だ地球其も

のによりて制限せらるゝのみ。ジョージ第五世が繼承したる帝國はウイリヤム第四世ガヰイクトリヤ女王に讓渡したる所とは全く異なるものもある也。大觀すれば政治上に於ける重力の實際中心點は將に變動せんとす。即ち英國の内政は其對歐洲關係と共に其範圍一層明確となり、其結果勢力及び活動の新範圍は英國統治者の前に開かれたり。

想ふに海外諸領地の忠誠心が喚起せらるゝは一の合議機關の力によるにあらずして一の自然人の力によるなり。單に名稱上に於てのみ帝國的なる國會あるが故に非ずして全英國に君臨し給ふ國王陛下あるが故なり。概言すれば王位は今や一個特殊の意義に於て新思想の中心となり、旗幟となり、擁護者となり、化身となりつゝあるなり。新思想とは何ぞや、曰く帝國的統一の觀念即ち之なり。(完)
(ジエー、エー、アール、マリオット氏の「王位と憲法」による)

トライチユケの政黨論

村田岩次郎

ト氏は英國の政黨政治に對して果して如何なる解釋を與へ如何なる批判を加へたる歟、彼曰く、「政黨政治即自由政治なる英國流の思想は畢竟國民的満足に過ぎず并は特殊國家の經驗たるに止まりて絶對普遍の眞理にはあらざるなり、其政黨たるや偏頗なり、各政黨は國民の唯一部分を包容するに過ぎざるを以て并は唯國家力の一部を領解し得るのみ、かくて公正無私なる可き國家の傍に偏頗且つ狹量なる組織を存するなり永遠無窮の生命を有する公共團體の傍に浮沈恒なく盛衰定めなき活物を存するなり、然も鞏固なる大政黨の存在は是れ必しも常に政治の健全を意味するものにあらず否屢々病的状態の産む所なり、夫れ黨派的精神は不生産的時代に在りて屢々最も激烈に行はれ黨派的嫉妬反目は斯かる時代に於て公生活の殆ん

ど全内容をなせり云々」(Aufsätze III. s. 381-2)

以て彼の態度の如何に大陸的獨逸的又非英國的なるかを察す可きなり、彼更に進んで曰く、「凡そ政黨は民族精神の派生する所なり、されば大陸に於ける幾多思想家の英國流の議院制度政黨組織に對する希望と欲求とは畢竟水泡に歸し畫餅に屬せざるを得ず、英國流の二大政黨組織は決して獨逸人の學ぶべき所にあらざるなり、夫のケーザルバルボー伯は della monarchia rappresentativa in Italia なる書を公にして政黨に對する意見を吐露し且つ主張して曰く「未熟なる國民の間にあるには小黨分立するも經驗に富める國民は唯僅に二個の大政黨を有するのみ」と、即ち彼は大陸流の議會を廢して英國流の議院を興さんことを欲したるものなれども吾人にして若し二政黨制が議院生活の必然の要件なりや將た又英國に特發したる偶然的の結果なりや否やてお問題を解決し得ば正に伯の斷定の正しからざること明白なるに至らん」と
(n.a. O. s. 390-1)